

議事日程(第1号)

平成27年12月7日 午前10時00分開会

- 日程第 1 会期の決定について
- 日程第 2 会議録署名議員の指名
- 日程第 3 町長諸報告
- 日程第 4 議会報告
- 日程第 5 議案第54号 須恵町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の制定について
- 日程第 6 議案第55号 議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第 7 議案第56号 須恵町税条例等の一部を改正する条例
- 日程第 8 議案第57号 須恵町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例
- 日程第 9 議案第58号 須恵町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例
- 日程第10 議案第59号 平成27年度須恵町一般会計補正予算(第6号)
- 日程第11 議案第60号 平成27年度須恵町国民健康保険特別会計補正予算(第1号)
- 日程第12 議案第61号 平成27年度須恵町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)
- 日程第13 議案第62号 平成27年度須恵町公共下水道事業特別会計補正予算(第1号)
- 日程第14 議案第63号 平成27年度須恵町水道事業会計補正予算(第2号)

本日の会議に付した事件

- 日程第 1 会期の決定について
- 日程第 2 会議録署名議員の指名
- 日程第 3 町長諸報告
- 日程第 4 議会報告
- 日程第 5 議案第54号 須恵町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の制定について
- 日程第 6 議案第55号 議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例

- 日程第 7 議案第 56 号 須恵町税条例等の一部を改正する条例
 日程第 8 議案第 57 号 須恵町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例
 日程第 9 議案第 58 号 須恵町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例
 日程第 10 議案第 59 号 平成 27 年度須恵町一般会計補正予算 (第 6 号)
 日程第 11 議案第 60 号 平成 27 年度須恵町国民健康保険特別会計補正予算 (第 1 号)
 日程第 12 議案第 61 号 平成 27 年度須恵町後期高齢者医療特別会計補正予算 (第 1 号)
 日程第 13 議案第 62 号 平成 27 年度須恵町公共下水道事業特別会計補正予算 (第 1 号)
 日程第 14 議案第 63 号 平成 27 年度須恵町水道事業会計補正予算 (第 2 号)

出席議員 (14 名)

1 番	児 玉 求	2 番	世 利 孝 志
3 番	白 水 勝 元	5 番	三 角 栄 重
6 番	田 ノ 上 真	7 番	松 山 力 弥
8 番	猪 谷 繁 幸	9 番	田 原 重 美
10 番	合 屋 伸 好	11 番	原 野 敏 彦
12 番	三 上 政 義	13 番	柴 田 真 人
14 番	今 村 桂 子	15 番	三 角 良 人

欠席議員 (なし)

事務局出席職員職氏名

局 長	吉 松 良 徳	係 長	白 水 誠
-----	---------	-----	-------

説明のため出席した者の職氏名

町 長	中 嶋 裕 史	副 町 長	平 松 秀 一
教 育 長	安 河 内 文 彦	理事(事業統括)	安 川 敏 幸
理事(会計管理者)	稲 永 修 司	総 務 課 長	今 泉 俊 裕
まちづくり課長	櫻 木 幹 夫	住 民 課 長	満 行 誠
税 務 課 長	梅 野 猛	健康福祉課長	小 林 は つ み
都市整備課長	安 河 内 久 人	地域振興課長	安 河 内 隆

上下水道課長	石井浩二	子ども教育課長	御手洗文生
社会教育課長	川津政文	税務課参事	甲能裕和
総務課課長補佐	平山幸治	監査委員	百田清二

午前10時00分開会

○議長（三角 良人） おはようございます。

今年は、秋がなくて、夏からすぐ冬になった状態でした。

先日、えらく寒くなったときに、灯油とか何かの買い出しに走るとか、冬支度を準備するとかいうことがあっておりましたが、あの寒波を「びったりおどし」と言うそうです。

議員各位も、議員として、びったりおどしを受けないように、日々準備に怠りなく、よろしく願います。

開会前に、広報特別委員会より、会期中の議場内写真撮影の申し出があっており、許可したいと思しますので、よろしく願います。

ただいまから、平成27年第4回須恵町議会定例会を開会します。

これより、本日の会議を開きます。

まず、議会運営委員長に議会運営委員会の経過報告を求めます。11番、原野敏彦議員。

○議会運営委員長（11番 原野 敏彦） おはようございます。

平成27年度第4回定例会、議会運営委員会の協議結果を報告いたします。

11月30日午前10時より議会運営委員会を開催し、平成27年第4回定例会の運営について協議・検討をいたしました。

今回、提出された案件は、議案が10件、ほか、町長諸報告並びに閉会中の組合議会報告が1件でございます。

会期は、本日12月7日から12月11日までの5日間としております。

委員会付託については、議案第55号、56号、58号並びに62号、63号を総務建設産業委員会に、議案第57号、60号、61号を文教厚生委員会に付託をいたします。また、議案第54号につきましては両常任委員会に付託し、議案第59号については予算審査特別委員会に付託をいたします。

会期2日目の8日は、予算審査特別委員会終了後、各常任委員会を開催し、一般質問は、12月10日午前9時より行います。終了後、全員協議会を特別会議室にて開催をいたします。

12月11日が最終本会議で、終了後、広報特別委員会を開催する予定であります。

以上で、議会運営委員会の報告を終わります。

日程第1. 会期の決定について

○議長（三角 良人） 日程第1、会期の決定についてを議題とします。

第4回定例会の会期を、本日から12月11日までの5日間とすることに、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（三角 良人） 御異議なしと認めます。よって、第4回定例会の会期を本日から12月11日までの5日間と決定しました。

日程第2. 会議録署名議員の指名について

○議長（三角 良人） 日程第2、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第117条の規定により、10番議員、11番議員を指名します。

日程第3. 町長諸報告

○議長（三角 良人） 日程第3、町長の諸報告を求めます。中嶋町長。

○町長（中嶋 裕史） 12月定例議会を招集いたしましたところ、師走の何かと忙しい中に御出席を賜りまして、ありがとうございます。

それでは、諸報告を申し上げます。

社会保障・税番号制度について

社会保障・税番号制度についてでございますが、公正・公平な社会の実現、国民の利便性の向上、行政の効率化を目的とする、社会保障・税番号制度、いわゆるマイナンバー制度につきまして、現在の状況と今後の利用について、御報告させていただきます。

国民の一人一人に、12桁の番号を割り振ったマイナンバーは、国の行政機関や町において、社会保障、税、災害対策の分野で利用されることになっております。

まず、マイナンバーの通知についてですが、粕屋南郵便局管内においては、ようやく、昨日、6日までに各家庭への配送が終了したと報告を受けております。配達につきましては、簡易書留の取り扱いになっておりますので、不在の場合には、不在連絡票が投函されており、郵便局に1週間とめ置きされまして、それ以降は役場住民課に返送されてきますので、役場で受け取っていただくことになると思います。

来年1月から、確定申告などの税の手续や医療保険、雇用保険などの社会保障の手续で、マイナンバーの利用が開始されます。

今後、議員の皆様を初め、町から報酬等を支払っている方々につきましては、源泉徴収等の事務処理のために、マイナンバーを提供していただく必要がございますので、よろしく願いいたします。

マイナンバーの通知を受け取られた後は、希望される方につきましては、通知の封筒の中に同封されております申請書により、あるいはスマートフォンやパソコンからマイナンバーカードの申請をされますと、来年1月以降、住民課から交付通知ハガキを受領後に、マイナンバーが印字

された写真付きの身分を証明するマイナンバーカードを窓口で受け取っていただくこととなります。

現在、住民基本台帳カード、いわゆる住基カードをお持ちの方につきましては、有効期限までは使用できますが、12月末をもって新規発行、更新は停止をいたします。マイナンバーカードを申請され、受け取られる際には、住基カードは窓口で返納していただくことになっております。

マイナンバーカードを取得されますと、コンビニでの住民票、戸籍、印鑑証明の交付が可能となります。コンビニ交付を、来年4月から実施を予定いたしております。

また、平成29年1月から、ホームページによる個人ごとのポータルサイトの運用が開始される予定で、行政機関がマイナンバーのついた自分の情報をいつ、どことやりとりしたのか確認できるほか、行政機関が保有する自分に関する情報や行政機関から自分に対しての必要なお知らせ情報等を、自宅でパソコンから確認できるものとして整備され、例えば、各種社会保険料の支払金額や確定申告等を行う際に参考となる情報の入手等が行えるようになる予定でございます。

マイナンバー制度に関しまして、皆様が一番心配されております、マイナンバー情報の漏えい等の問題でございますが、マイナンバー制度では、制度・システム両面でさまざまな安全管理措置が講じられており、本町におきましても、番号法によるガイドラインに沿って、情報セキュリティ及びプライバシー保護に配慮する措置をとることになっております。既存の住民基本台帳システムとインターネットの接続からの遮断、分離の作業も行っております。

また、万が一、職員が不正に番号を使用した場合には、個人情報保護法より重い罰則規定が適用されることとなりますので、本年度、情報セキュリティの全面的な見直しを行い、職員にはセキュリティ研修を徹底しておるところでございます。

最後に、マイナンバー制度に関連する議案と、所要の経費を計上した補正予算案を、今議会に提出いたしておりますので、よろしく御審議のほどお願いいたしまして、諸報告といたします。ありがとうございました。

○議長（三角 良人） これより、町長の諸報告に対する質問に入りますが、議案に関係のある事項につきましては、提案のときにあわせて質問をお願いします。

町長の諸報告に対する質問に入ります。質問はありませんか。今村議員。

○議員（14番 今村 桂子） すみません。ちょっとわからないので、お聞きしたいのですが、マイナンバーカードにつきましては、身分証明になるということで写真つき……。

○議長（三角 良人） これは、議案がありましょ。

○議員（14番 今村 桂子） 議案の中のほうがいいですか。

○議長（三角 良人） 議案のときに、質問してください。

○議員（14番 今村 桂子） 写真についてですけど。

○議長（三角 良人） 何もかんも。

○議員（14番 今村 桂子） わかりました。

○議長（三角 良人） ほかに。

マイナンバーだから、すぐ議案に入るでしょうが。わかります。そんときにまとめて質問して。きょうは、諸報告はそれしかないんだから。でしょ。議案に関係のある事項につきましては、提案のときにやから、すぐありますから、もうすぐ、いいですか。

これで、質問を終結します。

日程第4. 議会報告

○議長（三角 良人） 日程第4、これより議会報告に入ります。

閉会中に、粕屋南部消防組合議会が開催されておりますので、組合議員の報告を求めます。

9番、田原重美議員。

○議員（9番 田原 重美） おはようございます。

粕屋南部消防組合議会報告をさせていただきます。

平成27年11月26日に粕屋南部消防本部において、第4回臨時会が開催されました。

議事日程については、お手元の資料のとおりでございます。

議案第19号粕屋南部消防組合監査委員の選任同意についてで、住所、糟屋郡須恵町大字上須恵1191番地の2、氏名、川上正俊氏が選任され、全員賛成で同意しました。

なお、詳細につきましては、議員控室に資料を置いてありますので、御参照いただきますよう、よろしく願いをいたします。

以上、粕屋南部消防組合議会報告を終わります。

○議長（三角 良人） その他、閉会中の活動につきましては、議席に資料を配付しておりますので、報告を省略します。

議会報告が終わりましたので、これより質問に入ります。質問はありませんか。

質問なしと認めます。

日程第5. 議案第54号

○議長（三角 良人） 日程第5、議案第54号須恵町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の制定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。今泉総務課長。

○総務課長（今泉 俊裕） おはようございます。

提案理由の説明を行います。

議案書1ページをお開きください。

議案第54号須恵町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の制定について提出するものでございます。

提案理由でございますが、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律、番号法と申しておりますが、その制定に伴い、個人番号についての独自利用及びその庁内連携並びに法定利用事務における庁内連携を可能とするため、条例を制定するものでございます。

通常、国の機関の事務につきましては、先ほど申し上げました番号法に規定をされております。ただし、それを地方公共団体が独自に利用する場合は、町の条例で定める必要がございますので、このたび、個人番号の利用について等の範囲を条例によって定めるものでございます。

次の2ページが、条例の内容でございます。

第1条では趣旨、第2条につきましては、用語の定義でございますが、個人番号、特定個人情報、個人番号利用事務実施者、情報提供ネットワークシステムの用語の定義をしております。

第3条においては、町の責務。

第4条が、個人番号の利用範囲でございますが、それぞれ町長部局、教育委員会部局ごとに、別表において利用する事務を定めることとなっております。

4ページでございますが、上段の別表第1、これが今回、町長部局において取り扱う事務でございます。それから、下の別表第2、町長部局において取り扱う事務、今回は、3医療についてでございますが、乳幼児、子供医療費の支給に関する事務、それから重度障害者医療費の支給に関する事務、ひとり親家庭等医療の支給に関する事務、この3医療について、表の一番右側で特定個人情報の利用する範囲を規定しております。3医療とも、地方税関係情報、それから住民票関係情報等を個別利用するものでございます。

3ページに戻っていただきまして、第5条で規則への委任、それから附則で、この条例は平成28年1月1日から施行する。

お手元に委員会の資料といたしまして、条例の概要と番号法の抜粋をお配りしておりますので、後ほどごらんいただければと思います。

以上でございます。

○議長（三角 良人） これより質疑に入ります。質疑はありますか。児玉議員。

○議員（1番 児玉 求） ちょっとお尋ねします。

このマイナンバー制度は、私といたしましては憲法違反だというふうに思っております。憲法13条の幸福追求権の人権侵害であると、プライバシー権ですけれども。

で、これは国や企業が一元管理することですね、町民の情報を。そして、税務当局、公安委員会、警察も無条件に管理することができるという状況になっております。

また、これは町民に対してのメリットっていうのが非常にございません。

で、当面は3分野、社会保障、税金、災害対策というふうにされているわけですが、その内容を見ますと、児童手当の申請とか、住民票の取得等、そういうことです。で、この中で、3番目にきます、先ほども町長がおっしゃった番号の漏えいっていうことに関してではあります、これは政府自体も100%情報の漏えいを防ぐことはできないと、完全なシステム構築は不可能という経過を出しております。そして、この具体的な例としますと、例えば、個人が希望して住民票に個人番号を……。

○議長（三角 良人） 児玉議員、質問ですよ。討論じゃありませんから、簡潔に。（「どの内容がわからんから質問しますと。説明してもらわないんですよ。どの内容がわからんからということで、質問せにゃいかん」の声あり）

○議員（1番 児玉 求） 質問いたします。

例えば、一般町民の方が個人番号を記載して住民票をとられるということがありまして、例えば、自動車の売買とか不動産の賃貸とか、情報が漏れる原因になるわけですが、こういう対策はもう、個人だけに限られているといいますか、注意勧告とかそういう点は考えておらっしゃらんわけですかね。役場としては。

○議長（三角 良人） ちょっと、質問の答弁をしようがないですわ、それは。きちっと質問して。

○議員（1番 児玉 求） 例えば、住民票をとるときに、個人番号も記載してくれということで記載されると。それが、例えば、自動車の売買とか不動産の賃貸とか、そういうところに使われることがわからんということで住民票をとられると。そういうところの、何と言いますか、注意といいますか、それは本人の意向だけということだけでございますか。

○議長（三角 良人） ちょっと待って。課長、住民票をとるときに、番号をどうした取得の仕方があるかということですよ、多分。どんなふうにするかよ。それで、漏れんやろうかという質問のごとある。わかりますかね。総務課長。

○総務課長（今泉 俊裕） 住民票を申請される際には、1月以降、マイナンバーカードを取得されれば、そのカードによって、あるいは、今、ロビーに置いとりますコピー機でございますが、これにカードを差し込むと自動的に出てくるということ。それから、マイナンバーカードを取得されない場合につきましては、今後、行政関係の書類書類において個人番号を記入していただくということになります、その個人番号の取り扱いについては、役場の職員が厳重に管理すると、行政側では、それを厳重に管理するということでのセキュリティー、プライバシー保護ということを図っていくということでございます。

それから、情報が一元管理されるということにつきましては、国のほうでも申し上げておられますが、情報の管理に当たっては、今まで各機関で管理していた個人情報、引き続き、その機関が管理し、必要な情報を必要なときだけやりとりをする分散管理という仕組みになっておりますので、情報の一元管理ということは、国のほうでもやらないということをはっきり打ち出しております。

以上でございます。

○議長（三角 良人） この議案に対しては、両常任委員会でありますので、そのときに詳しい説明を、質問をしてください。

これで、質疑を終結します。

よって、議案第54号を総務建設産業委員会、文教厚生委員会の各委員会に付託したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（三角 良人） 御異議なしと認めます。

よって、議案第54号須恵町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の制定についてを、総務建設産業委員会、文教厚生委員会の各委員会に付託します。

日程第6. 議案第55号

○議長（三角 良人） 日程第6、議案第55号議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

提案理由の説明を求めます。今泉総務課長。

○総務課長（今泉 俊裕） 議案書5ページをお開きください。

議案第55号議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例について、提出するものでございます。

提案の理由でございますが、被用者年金制度の一元化のために、厚生年金保険法等の一部改正が平成27年10月1日に施行されまして、議会の議員、その他非常勤の職員が加入しております共済年金、これが厚生年金に一元化されたことに伴いまして、条例の一部改正を行うものでございます。

次の6ページ以降が、改正の内容でございます。

11ページの新旧対照表でお話をさせていただきます。

11ページの新旧対照表、附則第5条、ほかの法令による給付との調整でございますが、この一番左に傷病補償年金、それにつきまして、各年金等の種類の名称の変更、それから掛け率の変

更でございます。

次の12ページが、下のほうから障害補償年金についての中身の年金の名称等の変更、掛け率の変更。

次の13ページが、遺族補償年金についての同様の改正。

14ページ中段下、第2項、これは休業補償についてでございますが、それぞれの年金の名称、それから掛け率の変更を行うものでございます。

8ページに戻っていただきまして、8ページの一番下のほうでございます。附則で、1、施行期日、この条例は公布の日から施行し、平成27年10月1日から適用するものでございます。それから、2、経過措置といたしまして、経過措置の規定でございまして、次の9ページ、上から6行目が3でございますが、引用される法律によってそれぞれ経過措置の時期が異なっておりますので、こういった、ちょっと長い書き方になってございます。

次の10ページ、下から4行目の4でございます。これは、この条例の施行前に支給された年金たる補償及び休業補償については、改正後の新条例の額の内払いとみなすものでございます。

以上であります。

○議長（三角 良人） これより質疑に入ります。質疑はありますか。質疑なしと認めます。

よって、議案第55号を総務建設産業委員会に付託したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（三角 良人） 御異議なしと認めます。

よって、議案第55号議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例を総務建設産業委員会に付託します。

日程第7. 議案第56号

○議長（三角 良人） 日程第7、議案第56号須恵町税条例等の一部を改正する条例を議題とします。

提案理由の説明を求めます。梅野税務課長。

○税務課長（梅野 猛） おはようございます。

議案書の15ページをお願いいたします。

議案第56号須恵町税条例等の一部を改正する条例でございます。

提案理由です。地方税法の一部を改正する法律及び地方税法施行規則等の一部を改正する省令の制定に伴い、当該条例の一部を改正する必要が生じたので、提案するものです。

今回の改正も、一つの条例の一部改正を2条に分けて行う方式で行っております。

改正の主な内容は、地方税法総則に定められていた徴収猶予等に係る規定が、各市町の実情等

に応じて条例で定める仕組みとなったことによる整備です。

20ページをお願いいたします。

新旧対照表で説明いたします。

まず、1条関係です。見出しの一番上に、「1条」と書いてあります。1条関係です。第8条で、徴収猶予申請書、同延長申請書の記載内容、添付書類などの申請手続等について。

次のページの21ページの中よりやや下のほうに、第9条で、職権による換価の猶予の申請手続について。その下、第10条で、申請による換価の猶予の申請手続等について整備しております。

なお、この申請による換価の猶予は、今回の地方税法の改正により創設されたものです。

次のページの22ページの中央です。第11条では、猶予制度を申請する際に、担保を徴収する必要はない猶予に係る金額及び期間を定めております。

24ページ以降の第2条関係では、番号法に伴う各種税関係書類の記載事項追加等による改正です。主に、法人番号の字句の次に、法人番号を規定する番号法の条項を追加する改正を行っております。

19ページに戻っていただいて、附則として、この条例は平成28年4月1日から施行し、第2条の改正規定は公布の日から施行するとしております。また、2条で、徴収猶予、猶予制度等は、施行期日以降の申請に適用し、同日前に申請されたものは、従来の特例によるものとしております。

以上です。

○議長（三角 良人） これより質疑に入ります。質疑はありませんか。質疑なしと認めます。

よって、議案第56号を総務建設産業委員会に付託したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（三角 良人） 御異議なしと認めます。

よって、議案第56号須恵町税条例等の一部を改正する条例を総務建設産業委員会に付託します。

日程第8. 議案第57号

○議長（三角 良人） 日程第8、議案第57号須恵町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例を議題とします。

提案理由の説明を求めます。満行住民課長。

○住民課長（満行 誠） 議案書は、27ページをお願いします。

議案第57号須恵町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例です。こ

の条例について、別紙のとおり提出するものでございます。

提案理由といたしましては、地方税法の一部を改正する法律の公布に伴い、租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律の一部が改正されたためでございます。いわゆる、金融所得課税の一体化が行われたためでございます。

2ページめくっていただきまして、29ページの新旧対照表をお願いいたします。

これは、平成25年9月議会に提出しました国保の税条例の一部改正条例、それを改めるものでございます。附則（施行期日）第1条では、右側、改正前、平成29年1月1日から施行するとしていましたが、左側、改正後では、下線部分ただし書きを追加しまして、附則第14項の改正規定の配当所得を、利子所得、配当所得及び雑所得に改める部分については、平成28年1月1日から施行するものとしたものです。ちなみに、本附則規定は、課税の特例を示したものでございます。

次の、適用区分におきましては、第1条の下線部分ただし書き以降の改正を、第3条におきまして、平成28年度以後の年度分の国民健康保険税について適用するものとしたものでございます。

1ページ前の28ページをお願いいたします。

附則、この条例は公布の日から施行する。

以上のとおり、よろしく願いいたします。

○議長（三角 良人） これより質疑に入ります。質疑はありますか。質疑なしと認めます。

よって、議案第57号を文教厚生委員会に付託したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（三角 良人） 御異議なしと認めます。

よって、議案第57号須恵町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例を文教厚生委員会に付託します。

日程第9. 議案第58号

○議長（三角 良人） 日程第9、議案第58号須恵町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例を議題とします。

提案理由の説明を求めます。安河内都市整備課長。

○都市整備課長（安河内久人） おはようございます。

議案書30ページでございます。

議案第58号須恵町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例についてでございます。

提案理由といたしまして、道路法施行令の一部を改正する政令が平成26年4月1日に施行され、当該条例の一部を改正する必要が生じたので提案するものでございます。

主な改正内容につきましては、占用物件の種類ごとに所在区分、甲地、乙地、丙地の3区分とされていたものが、現状の適正化を図るため、固定資産税評価の地価の平均をもとに、各市町村の地価の平均降順に第1級地から、第5級地の5段階に区分され、本町の所在区分地が第2級地に定められたこと。また、占用料の額の算定につきましては、占用料の額の算定基礎となる民間における地価水準及び地価に対する賃料の水準の変動を反映した見直しに伴い改正されたため、道路占用料徴収条例の別表の電柱、ガス管等の占用料の定額、定率を改め、あわせて道路占用許可対象物件の追加等により、施行令の各号を改めるものでございます。

詳細につきましては、議案書35ページから39ページに、新旧対照表をつけておりますので御参照をお願いいたします。

議案書31ページをお願いいたします。

附則として、この条例は平成28年4月1日から施行する。

以上、御審議方よろしくをお願いいたします。

○議長（三角 良人） これより質疑に入ります。質疑はありますか。質疑なしと認めます。

よって、議案第58号を総務建設産業委員会に付託したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（三角 良人） 御異議なしと認めます。

よって、議案第58号須恵町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例を総務建設産業委員会に付託します。

日程第10. 議案第59号

○議長（三角 良人） 日程第10、議案第59号平成27年度須恵町一般会計補正予算（第6号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。今泉総務課長。

○総務課長（今泉 俊裕） 議案書40ページをお願いいたします。

議案第59号平成27年度須恵町一般会計補正予算（第6号）でございます。

地方自治法の規定により、平成27年度須恵町一般会計補正予算（第6号）を別冊のとおり提出し、本議会の議決を求めるものでございます。

内容につきましては、別冊の歳入歳出補正予算書により御説明をいたします。

補正予算書の1ページでございます。

平成27年度須恵町の一般会計補正予算（第6号）は、次に定めるところによる。

第1条、歳入歳出予算の補正でございますが、予算の総額に歳入歳出それぞれ1億3,624万3,000円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ91億5,004万

2,000円とする。第2項、予算の補正の款項の区分、当該区分ごとの金額並びに補正後の予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正によります。

第2条は、地方債の補正につきまして、地方債の追加を第2表地方債補正により説明をいたします。

第3条では、債務負担行為の補正で、債務負担行為の追加を第3表債務負担行為補正により御説明をいたします。

次の2ページをお願いいたします。

第1表歳入でございますが、6款地方消費税交付金965万円。これは、今回の歳出補正額に対しまして特定財源を充当し、なお不足する額をこの地方消費税交付金で財源手当をいたしております。

それから、8款の地方特例交付金、これは額の確定に伴う追加。

それから、9款地方交付税は、普通交付税の額の決定により、減額をするものでございます。

13款国庫支出金1項国庫負担金、それから14款県支出金1項県負担金、これは児童手当、それから障害者自立支援給付費等の負担金の増額でございます。

15款財産収入は、不動産の売り払い収入。

17款繰入金は、財政調整基金からの繰り入れを行います。

それから、20款町債、これは中部防災センターの用地の先行取得に充てる起債1億円でございます。

次、3ページ、歳出でございますが、全体を通しまして、職員の人事異動による人件費、給料、手当の調整を行っております。それから、共済費につきましては、掛金の算定基礎が標準報酬制に移行されたことにより調整を行っております。その他の主なものを申し上げますと、2款総務費1項総務管理費で財政調整基金への積み立て、それから須恵町PR事業の増額。

3款民生費で、1項社会福祉費、障害者自立支援給付費の増額。2項児童福祉費は、児童手当、私立保育園への保育委託料の増、それから、新アザレア幼稚園の駐車場整備工事の測量設計委託等でございます。

4款衛生費2項清掃費の減額は、ごみ袋製作費の減額でございます。

8款土木費5項下水道費は、公共下水道事業特別会計への繰出金の減額1,017万4,000円。

9款消防費、これは歳入でもお話ししました中部防災センター用地の先行取得費等でございます。

次の4ページ、教育費は、職員人件費の補正が大半でございます。

次に、5ページをお願いいたします。

第2表、地方債補正。

1、追加でございますが、起債の目的、仮称でございますけど、中部防災センターの用地取得事業債、限度額1億円。起債の方法、利率。償還の方法については記載のとおりでございます。

次に、6ページ、第3表債務負担行為の補正でございます。

これも追加で、議会広報印刷製本費、平成28年度から平成30年度まで3年間、限度額468万8,000円。それから、広報すえ印刷費、これも平成28年度から平成30年度まで3年間1,341万7,000円。これは、プロポーザル方式により、業者選定を本年度末までに行うために、債務負担行為を設定するものです。

以上であります。

○議長（三角 良人） これより質疑に入ります。質疑はありますか。質疑なしと認めます。

お諮りします。議案第59号については、議長を除く13人によって構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託し、審査することにしたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（三角 良人） 御異議なしと認めます。

よって、議案第59号平成27年度須恵町一般会計補正予算（第6号）を予算審査特別委員会に付託します。

なお、正副委員長については、調整ができておりますので御報告します。

委員長に今村桂子議員、副委員長に松山力弥議員であります。

日程第11. 議案第60号

○議長（三角 良人） 日程第11、議案第60号平成27年度須恵町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。満行住民課長。

○住民課長（満行 誠） 議案書は、41ページをお願いいたします。

議案第60号平成27年度須恵町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）。

地方自治法の規定により、別冊のとおり提出し、本議会の議決を求めるものです。

別冊の平成27年度歳入歳出補正予算書の41ページをお願いいたします。

平成27年度須恵町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。第1条、歳入歳出予算の総額からそれぞれ160万2,000円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ38億7,339万8,000円とするものです。

款項の区分及び金額につきましては、次のページ、第1表歳入歳出予算補正により説明いたします。

42ページをお願いいたします。

まず、歳入です。8款1項他会計繰入金は、職員人件費の減額補正に伴います給与費等繰入金160万2,000円の減額です。

次の、43ページの歳出をお願いします。

1款1項総務費総務管理費は、職員3人の給与費等を予算計上しておりますが、人事異動等により160万2,000円の減額です。

4款1項前期高齢者納付金等5万7,000円は、前年度納付金の社会保険診療報酬支払基金からの清算確定通知によるもので、同額を次の10款予備費で減額しまして、予算調整させていただいております。

以上のとおり、よろしくお願いたします。

○議長（三角 良人） これより質疑に入ります。質疑はありますか。質疑なしと認めます。

よって、議案第60号を文教厚生委員会に付託したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（三角 良人） 御異議なしと認めます。

よって、議案第60号平成27年度須恵町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）を文教厚生委員会に付託します。

日程第12. 議案第61号

○議長（三角 良人） 日程第12、議案第61号平成27年度須恵町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。満行住民課長。

○住民課長（満行 誠） 議案書は、42ページをお願いします。

議案第61号平成27年度須恵町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）。

地方自治法の規定により、別冊のとおり提出し、本議会の議決を求めるものです。

別冊の平成27年度歳入歳出補正予算書の48ページをお願いします。

平成27年度須恵町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。歳入歳出予算の補正。第1条、歳入歳出の予算の総額にそれぞれ19万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ2億8,819万7,000円とするものです。

款項の区分及び金額につきましては、次のページ、第1表歳入歳出予算補正により説明いたします。

49ページをお願いします。

今回の補正は、職員1人の人件費が昇給、昇格により増額予算となりましたので、その財源を一般会計から繰り入れて予算措置したものでございます。

まず、歳入。3款1項他会計繰入金は、事務費繰入金19万7,000円を追加補正しております。

次の50ページの歳出をお願いします。

1款1項総務費総務管理費は、職員人件費19万7,000円を追加補正しております。

以上のとおり、よろしくお願いたします。

○議長（三角 良人） これより質疑に入ります。質疑はありませんか。質疑なしと認めます。

よって、議案第61号を文教厚生委員会に付託したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（三角 良人） 御異議なしと認めます。

よって、議案第61号平成27年度須恵町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）を文教厚生委員会に付託します。

日程第13. 議案第62号

○議長（三角 良人） 日程第13、議案第62号平成27年度須恵町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。石井上下水道課長。

○上下水道課長（石井 浩二） おはようございます。

議案書の43ページをお願いいたします。

議案第62号平成27年度須恵町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）でございます。

地方自治法第218条第1項の規定により、平成27年度須恵町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）を別冊のとおり提出するので、本議会の議決を求めるものでございます。

別冊の補正予算書の55ページをお願いいたします。

平成27年度須恵町の公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。第1条、歳入歳出予算の総額からそれぞれ342万5,000円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ12億357万5,000円とするものです。第2項歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正により御説明いたします。

次の56ページをお願いいたします。

第1表歳入歳出予算補正の歳入です。

第5款1項他会計繰入金、補正額マイナス1,017万4,000円は、一般会計繰入金の収入調整による減額でございます。

6款1項繰越金、補正額674万9,000円は、前年度の繰越額が確定しましたので増額するものでございます。

次の57ページをお願いいたします。

歳出です。

1款1項総務管理費、補正額マイナス59万円は人事異動に伴う人件費の減額でございます。

2款1項下水道事業費、補正額マイナス49万円も人事異動に伴う人件費の減額でございます。

3款1項公債費、補正額マイナス234万5,000円は平成26年度の町債借入額の確定に伴う減額でございます。

以上、審議方よろしくをお願いいたします。

○議長（三角 良人） これより質疑に入ります。質疑はありますか。質疑なしと認めます。

よって、議案第62号を総務建設産業委員会に付託したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（三角 良人） 御異議なしと認めます。

よって、議案第62号平成27年度須恵町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）を総務建設産業委員会委員会に付託します。

日程第14．議案第63号

○議長（三角 良人） 日程第14、議案第63号平成27年度須恵町水道事業会計補正予算（第2号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。石井上下水道課長。

○上下水道課長（石井 浩二） 議案書の44ページをお願いします。

議案第63号平成27年度須恵町水道事業会計補正予算（第2号）でございます。

地方自治法第218条第1項の規定により、平成27年度須恵町水道事業会計補正予算（第2号）を別冊のとおり提出するので、本議会の議決を求めるものでございます。

別冊の補正予算書の62ページをお願いいたします。

第1条、平成27年度須恵町水道事業会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

第2条、予算第3条に定めた収益的支出の予定額を次のとおり補正するものでございます。

まず、支出です。第1款第1項営業費用、補正予定額マイナス613万5,000円。

これは、主なものは人事異動に伴う人件費を減額するものでございます。

以上、審議方よろしくをお願いいたします。

○議長（三角 良人） これより質疑に入ります。質疑はありますか。質疑なしと認めます。

よって、議案第63号を総務建設産業委員会に付託したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（三角 良人） 御異議なしと認めます。

よって、議案第63号平成27年度須恵町水道事業会計補正予算（第2号）を総務建設産業委員会に付託します。

以上で、本日の議事日程は全て終了しました。

次の本会議は、12月10日午前9時に再開します。

本日はこれにて散会します。

午前11時00分散会